

細菌検査 緊急報告体制のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別なご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、以前より細菌検査では感染症法での届出義務がある病原菌や、血液など臨床的に緊急を有する材料から検出された細菌などを電話やFAXで緊急報告させて頂いております。

このたび、その緊急報告の全てに書面で結果を残せるFAXでの報告を行うことと致しましたので、改めてその報告体制の内容についてお知らせ致します。

敬白

記

細菌検査 緊急報告体制		
項目／条件	報告方法	
	電話	FAX
【糞便検査】		
①3類感染症検出時 (腸管出血性大腸菌・細菌性赤痢・コレラ・チフス)	○	○
②腸管出血性大腸菌疑いのある病原性大腸菌(ペロ毒素有)検出時	○	○
③上記以外の腸管病原菌検出時 (病原性大腸菌・カンピロバクター・サルモネラなど)	/	○
④ノロウイルス(迅速イムノクロマト法)が陽性の時	/	○
【血液培養検査】		
①菌発育時に塗抹確認し報告(グラム染色分類)	○	○
②同定・感受性終了時点	/	○
【髄液培養検査】		
①菌発育時に塗抹確認し報告(グラム染色分類)	○	○
②同定・感受性終了時点	/	○
【全検体(糞便など一部対象外あり)】		
①抗酸菌塗抹が陽性の時	○	○
②結核菌PCRが陽性の時	○	○

緊急報告体制とは、依頼書に至急報告の指示がなくても、上記条件を満たした場合には、結果が出次第ご連絡する体制です。